

熊本大学生命資源研究・支援センター微生物品質検査受託規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本大学生命資源研究・支援センター（以下「センター」という。）における微生物品質検査の受託に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、微生物品質検査（以下「検査」という。）とは、センターが学外からの委託を受けて別表に掲げるマウス、ラット、モルモット、マウス細胞（以下「動物種等」という。）に関する検査をいう。

（受入条件）

第3条 検査の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第6条に定める検査料は、前納しなければならない。

(2) センターは、やむを得ない理由によって検査を中止したため損害を生じたとき、又は検査を行うため委託を受けた材料等に損害を生じたときその責任を負わないものとする。

（検査の申込み等）

第4条 検査を委託しようとする者は、微生物品質検査申請書（別記様式第1）および微生物品質検査申請書別紙（別記様式第2）をセンター長に提出して、その承諾を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申し込みがあった場合は、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受託の決定を行うものとする。

3 センター長は、前項の規定に基づき受託を決定したときは、微生物品質検査承諾書（別記様式第3）を検査を委託しようとする者に交付するものとする。

（遵守事項）

第5条 委託の承諾を受けた者（以下「委託者」という。）は、センター長が別に定める事項を遵守しなければならない。

（検査料の納付）

第6条 委託者は、指定された期日までに、別表に掲げる検査料を出納命令役の発する請求書に基づき、検査料を前納しなければならない。

2 前項の検査料は、返還しない。

（検査成績の送付）

第7条 センター長は、検査完了後速やかに微生物品質検査成績書（別記様式第4）を、委託者に送付するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。